

令和7年第2回下仁田町議会定例会会議録第2号（12日）

招集年月日	令和7年6月11日								
招集の場所	下仁田町議会議場								
開閉会日時 及び宣言	開会	令和7年6月11日午前10時00分				議長	佐藤博		
	閉会	令和7年6月20日午前10時13分				議長	佐藤博		
議員出席状況	議席番号	氏名	応招 不応招 別	出欠席 別	議席番号	氏名	応招 不応招 別	出欠席 別	
応招 10名 不応招 0名 出席 10名 欠席 0名 欠員 0名	1	堀越健介	○	○	6	岡田邦敏	○	○	
	2	並木一夫	○	○	7	木暮弘元	○	○	
	3	小井土光弘	○	○	8	佐藤博	○	○	
	4	大手博幸	○	○	9	千野榮治	○	○	
	5	佐々木信也	○	○	10	堀口博志	○	○	
【凡例】 ○応招・出席を示す ×欠席・不応招を示す									
会議録署名議員	3番	小井土光弘	4番	大手博幸					
職務のため議場に出席したものの氏名	事務局長	佐藤正明			書記	石井史子			
地方自治法 第121条に より説明のため出席した者の氏名	町長	岩崎正春			福祉課長	市川博生			
	教育長	里見立夫			保健課長	今井美和			
	総務課長	下山光一			農林課長	佐藤圭司			
	企画課長	神戸領栄			商工観光課長	竹内誠			
	住民税務課長	小金澤康夫			建設水道課長	鈴木昌吾			
	会計課長	東間克敏			教育課長	荻野文昭			

議 事 日 程 別紙のとおり

会 議 に 付 し た 議 件

- 1 報告第1号 専決処分の報告について（車両接触事故による損害賠償の額の決定及び和解）
- 報告第2号 令和6年度下仁田町繰越明許費繰越計算書の報告について
- 2 第27号議案 専決処分の承認を求めることについて（下仁田町税条例の一部を改正する条例）
- 3 第28号議案 専決処分の承認を求めることについて（下仁田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 4 第29号議案 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度下仁田町一般会計補正予算（第9号））
- 5 第30号議案 下仁田町教育委員会教育長の任命について
- 6 第31号議案 下仁田町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 7 第32号議案 下仁田町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 8 第33号議案 下仁田町企業誘致促進条例の一部を改正する条例の制定について
- 9 第34号議案 下仁田町こんにやく食べよう健康増進条例の制定について
- 10 第35号議案 財産の取得について
- 11 第36号議案 令和7年度下仁田町一般会計補正予算（第1号）
- 12 陳情第1号 義務教育費国庫負担制度を拡充し、教職員定数の改善を求める意見書採択の陳情書

会 議 の 経 過

開 会 令和7年6月12日 午前10時00分

○議長 佐藤博 おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

○議長 佐藤博 日程第1、報告第1号 専決処分の報告について（車両接触事故による損害賠償の額の決定及び和解）を総務課長に報告を求めます。総務課

長

(下山光一総務課長 登壇)

○総務課長 下山光一 命によりまして、報告第1号を報告いたします。

報告第1号 専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定により議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告する。

令和7年6月11日、下仁田町長 岩崎正春。

次ページをお願いいたします。

専決処分書。

車両接触事故による損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分をする。

令和7年5月18日、下仁田町長 岩崎正春。

損害賠償の額の決定及び和解について。

記

1、損害賠償の額、31万1,000円。

和解の内容及び相手方につきましては、さきの全員協議会でご説明をいたしましたので省略をさせていただきます。

以上、報告いたします。

○議長 佐藤博 次に、報告第2号 令和6年度下仁田町繰越明許費繰越計算書の報告についてを総務課長に報告を求めます。総務課長

(下山光一総務課長 登壇)

○総務課長 下山光一 命によりまして、報告第2号を報告いたします。

報告第2号 令和6年度下仁田町繰越明許費繰越計算書の報告について。

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、令和6年度下仁田町繰越明許費繰越計算書を別紙のとおり報告する。

令和7年6月11日提出、下仁田町長 岩崎正春。

次ページをお願いいたします。

令和6年度下仁田町繰越明許費繰越計算書。

1、一般会計。

款の区分と事業名、翌年度繰越額を申し上げます。

2款総務費、ネットワークシステム維持管理546万2,000円、庁舎管理費4,948万円、低所得世帯支援給付金310万1,000円、応援商品券交付事業6,409万8,000円、7款商工費、観光施設維持管理

1, 200万円、8款土木費、過疎道路（基幹）整備1, 935万2, 000円、橋梁維持管理4, 150万1, 000円、河川改良事業1, 430万円、10款教育費、事務局運営1, 242万2, 000円、合計2億9, 884万1, 000円で、翌年度繰越額は2億2, 171万6, 000円、財源内訳は未収入特定財源の国県支出金6, 959万7, 000円、地方債1億1, 790万円、一般財源3, 421万9, 000円です。

以上、報告いたします。

○議長 佐藤博 以上で報告は終わりました。

○議長 佐藤博 次に、日程第2、第27号議案 専決処分の承認を求めることについて、下仁田町税条例の一部を改正する条例を議題とし、提案理由の説明を住民税務課長に求めます。住民税務課長

（小金澤康夫住民税務課長 登壇）

○住民税務課長 小金澤康夫 命によりまして、第27号議案につきまして、ご説明申し上げます。

第27号議案 専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和7年6月11日提出、下仁田町長 岩崎正春。

次ページをお願いいたします。

専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり、下仁田町税条例の一部を改正する条例を専決処分する。

令和7年3月31日、下仁田町長 岩崎正春。

理由でございますが、地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律、地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が令和7年3月31日にそれぞれ公布されたことに伴い、関連する下仁田町税条例の一部改正を行う必要が生じたためでございます。

別紙の改正内容につきましては、さきの全員協議会でご説明いたしましたので、省略させていただきます。

以上でございますが、よろしく願いいたします。

○議長 佐藤博 提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 佐藤博 質疑がないようですので、質疑を終結して討論に入ります。討論
ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 佐藤博 討論ないものと認め、討論を終結して採決いたします。
第27号議案を、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手全員)

○議長 佐藤博 挙手全員です。
よって、第27号議案は原案のとおり承認されました。

○議長 佐藤博 次に、日程第3、第28号議案 専決処分の承認を求めること
について(下仁田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)を議題とし、
提案理由の説明を住民税務課長に求めます。住民税務課長
(小金澤康夫住民税務課長 登壇)

○住民税務課長 小金澤康夫 命によりまして、第28号議案につきまして、ご説
明申し上げます。

第28号議案 専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したの
で、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求める。

令和7年6月11日提出、下仁田町長 岩崎正春。

次ページをお願いいたします。

専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり下仁田町国民健
康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分する。

令和7年3月31日、下仁田町長 岩崎正春。

理由でございますが、地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法
施行令の一部を改正する政令が令和7年3月31日に公布されたことに伴い、
関連する下仁田町国民健康保険税条例の一部改正を行う必要が生じたため
でございます。

別紙の改正内容につきましては、さきの全員協議会でご説明いたしました
ので、省略させていただきます。

以上でございますが、よろしくをお願いいたします。

○議長 佐藤博 提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑はご
ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 佐藤博 質疑がないようですので、質疑を終結して討論に入ります。討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 佐藤博 討論ないものと認め、討論を終結して採決いたします。
第28号議案を、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手全員)

○議長 佐藤博 挙手全員です。
よって、第28号議案は原案のとおり承認されました。

○議長 佐藤博 次に、日程第4、第29号議案 専決処分の承認を求めることについて(下仁田町一般会計補正予算(第9号))を議題とし、提案理由の説明を総務課長に求めます。総務課長
(下山光一総務課長 登壇)

○総務課長 下山光一 命によりまして、第29号議案につきまして、ご説明を申し上げます。

第29号議案 専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求める。

令和7年6月11日提出、下仁田町長 岩崎正春。

次のページをお願いいたします。

専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり令和6年度下仁田町一般会計補正予算(第9号)を専決処分する。

令和7年3月31日、下仁田町長 岩崎正春。

次のページをお願いいたします。

令和6年度下仁田町一般会計補正予算(第9号)。

令和6年度下仁田町の一般会計補正予算(第9号)は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,576万円を減額し、歳入歳出予算の増額を歳入歳出それぞれ57億8,704万5,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに

補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。
繰越明許費の補正。

第2条、繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。
地方債の補正。

第3条、地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和7年3月31日専決処分、下仁田町長 岩崎正春。

2ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正ですが、款の区分と補正予算額を申し上げます。
初めに、歳入です。

2款地方譲与税737万3,000円。

3款利子割交付金7万3,000円。

4款配当割交付金273万8,000円。

5款株式等譲渡所得割交付金504万9,000円。

6款法人事業税交付金401万5,000円。

7款地方消費税交付金883万9,000円。

8款ゴルフ場利用税交付金130万9,000円。

9款環境性能割交付金153万5,000円。

10款地方特例交付金122万5,000円。

11款地方交付税38万9,000円の減。

13款分担金及び負担金9万4,000円。

14款使用料及び手数料44万3,000円の減。

15款国庫支出金2,204万1,000円の減。

16款県支出金500万5,000円の減。

17款財産収入11万円。

18款寄附金1,197万8,000円。

19款繰入金2,399万3,000円の減。

21款諸収入1,002万7,000円の減。

22款町債1,820万円の減。

歳入合計58億2,280万5,000円から3,676万円を減額し、
57億8,704万5,000円としております。

4ページをお願いいたします。

歳出です。

1款議会費92万8,000円の減。

2款総務費2,472万7,000円。

3 款民生費 3 4 8 万 9, 0 0 0 円の減。

4 款衛生費 1, 8 8 9 万 2, 0 0 0 円の減。

5 款労働費 3 0 万円の減。

6 款農林水産業費 1, 4 2 7 万 4, 0 0 0 円の減。

7 款商工費 2 5 2 万円の減。

8 款土木費 2 万円の減。

9 款消防費 1, 2 3 0 万 9, 0 0 0 円の減。

1 0 款教育費 8 9 2 万 9, 0 0 0 円の減。

1 2 款公債費 1 0 5 万 5, 0 0 0 円。

1 3 款諸支出金 7 万 9, 0 0 0 円。

歳出合計 5 8 億 2, 2 8 0 万 5, 0 0 0 円から 3, 5 7 6 万円を減額し、
5 7 億 8, 7 0 4 万 5, 0 0 0 円としております。

6 ページをお願いいたします。

第 2 表、繰越明許費補正（追加）です。

2 款総務費 1 項総務管理費ネットワークシステム維持管理費 5 7 9 万
4, 0 0 0 円を繰越ししたいとするものです。

3 表、地方債補正（変更）です。

起債の目的は過疎対策事業債で限度額 2 億 2, 7 2 0 万円から 5 2 0 万円
を減額し、限度額 2 億 2, 2 0 0 万円に、防災対策事業債は限度額 1, 3 8 0
万円から 5 0 万円を減額し、限度額 1, 3 3 0 万円に、脱炭素化推進事業債
は限度額 5 8 0 万円から 2 0 万円を減額し、限度額を 5 6 0 万円に、緊急防
災・減災事業債は限度額 1 億 8, 3 0 0 万円から 1, 2 3 0 万円を減額し、
限度額を 1 億 7, 0 7 0 万円にしております。

なお、起債の方法、利率、償還の方法は、補正前に同じです。

7 ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書ですが、1、総括につきましては省略をさせて
いただきます。

また、1 0 ページの 2、歳入、1 7 ページからの 3、歳出につきましては、
さきの全員協議会でご説明をいたしましたので省略をさせていただきます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長 佐藤博 提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑はご
ざいませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 佐藤博 質疑がないようですので、質疑を終結して討論に入ります。討論

ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 佐藤博 討論ないものと認め、討論を終結して採決いたします。
第29号議案を、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手全員)

○議長 佐藤博 挙手全員です。
よって、第29号議案は原案のとおり承認されました。
ここで暫時休憩をいたします。
次の議案につきましては、里見教育長本人が対象となりますので、審議の間、退室をしていただきます。

休憩 午前10時20分

再開 午前10時21分

○議長 佐藤博 休憩を解いて再開をいたします。

○議長 佐藤博 次に、日程第5、第30号議案 下仁田町教育委員会教育長の任命についてを議題とし、提案理由の説明を総務課長に求めます。総務課長
(下山光一総務課長 登壇)

○総務課長 下山光一 命によりまして、第30号議案につきまして、ご説明を申し上げます。

第30号議案 下仁田町教育委員会教育長の任命について。

下記の者を下仁田町教育委員会教育長に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を求める。
記、氏名、里見立夫。住所、生年月日は記載のとおりでございます。任期、令和7年7月1日から令和10年6月30日まで。

令和7年6月11日提出、下仁田町長 岩崎正春。

提案理由でございますが、里見立夫氏が令和7年6月30日をもって任期満了となるためでございます。

以上でございますが、よろしくお願ひいたします。

○議長 佐藤博 提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 佐藤博 質疑がないようですので、質疑を終結して討論に入ります。討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 佐藤博 討論ないものと認め、討論を終結して採決いたします。
第30号議案を、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手全員)

○議長 佐藤博 挙手全員です。
よって、第30号議案は原案のとおり同意されました。
ここで暫時休憩いたします。
里見教育長、入室していただいでください。

休憩 午前10時23分

再開 午前10時24分

○議長 佐藤博 休憩を解いて再開いたします。

○議長 佐藤博 次に、日程第6、第31号議案 下仁田町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、提案理由の説明を総務課長に求めます。総務課長
(下山光一総務課長 登壇)

○総務課長 下山光一 命によりまして、第31号議案につきまして、ご説明を申し上げます。

第31号議案 下仁田町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

下仁田町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように制定したいので、議会の議決を求める。

令和7年6月11日提出、下仁田町長 岩崎正春。

提案理由でございますが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が改定されたこと及び「住登外者宛名番号管理機能」を利用することが可能とすることによるためでございます。

別紙の改正内容につきましては、さきの全員協議会でご説明をいたしましたので省略をさせていただきます。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長 佐藤博 提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 佐藤博 質疑がないようですので、質疑を終結して討論に入ります。討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 佐藤博 討論ないものと認め、討論を終結して採決いたします。
第31号議案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 佐藤博 挙手全員です。

よって、第31号議案は原案のとおり可決されました。

○議長 佐藤博 次に、日程第7、第32号議案 下仁田町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、提案理由の説明を住民税務課長に求めます。住民税務課長

(小金澤康夫住民税務課長 登壇)

○住民税務課長 小金澤康夫 命によりまして、第32号議案につきまして、ご説明を申し上げます。

第32号議案 下仁田町税条例の一部を改正する条例の制定について。

下仁田町税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定したいので、議会の議決を求める。

令和7年6月11日提出、下仁田町長 岩崎正春。

提案理由でございますが、地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律、地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が令和7年3月31日にそれぞれ公布されたことに伴い、関連する下仁田町税条例の一部改正を行う必要が生じたためでございます。

別紙の改正内容につきましては、さきの全員協議会でご説明いたしましたので、省略させていただきます。

以上でございますが、よろしくお願いいたします。

○議長 佐藤博 提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 佐藤博 質疑がないようですので、質疑を終結して討論に入ります。討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 佐藤博 討論ないものと認め、討論を終結して採決いたします。

第32号議案を、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手全員)

○議長 佐藤博 挙手全員です。

よって、第32号議案は原案のとおり可決されました。

○議長 佐藤博 次に、日程第8、第33号議案 下仁田町企業誘致促進条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、提案理由の説明を商工観光課長に求めます。商工観光課長
(竹内誠商工観光課長 登壇)

○商工観光課長 竹内誠 命によりまして、第33号議案につきまして、ご説明申し上げます。

第33号議案 下仁田町企業誘致促進条例の一部を改正する条例の制定について。

下仁田町企業誘致促進条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定したいので、議会の議決を求める。

令和7年6月11日提出、下仁田町長 岩崎正春。

提案理由。

地方税の課税免除または不均一課税に関する減収補填制度を規定する省令について、対象施設の設置期限に関する規定が改正されたことに伴い、令和10年3月31日まで設置期限を延長するためでございます。

別紙の改正内容につきましては、さきの全員協議会でご説明いたしましたので省略をさせていただきます。

以上でございますが、よろしく願いいたします。

○議長 佐藤博 提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑はございませんか。千野議員

○9番 千野榮治 この条例は62年からずっと続いていて、今回改正をされるということなんですけれども、過去にこの条例を施行された例はございますか。それだけ教えてください。

○議長 佐藤博 商工観光課長

○商工観光課長 竹内誠 お答えいたします。

この条例が対象となる民間事業者なんですけれども、名称は地域未来牽引企業となっております。

経済産業省が選定しておりまして、全国で4,724社、群馬県内で99社あり、そのうち、下仁田町の企業が1社あります。

ただ、過去にこの企業を推薦して、適用になった事例はございません。
以上です。

○議長 佐藤博 ほかに質疑はございませんか。
(「なし」の声あり)

○議長 佐藤博 質疑がないようですので、質疑を終結して討論に入ります。討論はございませんか。
(「なし」の声あり)

○議長 佐藤博 討論ないものと認め、討論を終結して採決いたします。
第33号議案を、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手全員)

○議長 佐藤博 挙手全員です。
よって、第33号議案は原案のとおり可決されました。

○議長 佐藤博 次に、日程第9、第34号議案 下仁田町こんにゃくを食べよう健康増進条例の制定についてを議題とし、提案理由の説明を商工観光課長に求めます。商工観光課長
(竹内誠商工観光課長 登壇)

○商工観光課長 竹内誠 命によりまして、第34号議案につきまして、ご説明申し上げます。

第34号議案 下仁田町こんにゃく食べよう健康増進条例の制定について。
下仁田町こんにゃく食べよう健康増進条例を別紙のとおり制定したいので、議会の議決を求める。

令和7年6月11日提出、下仁田町長 岩崎正春。

提案理由。

こんにゃくの消費が低迷している中、こんにゃくの町である下仁田町が先陣となり、条例制定を行い、消費拡大のPRを円滑に実施していくためでございます。

別紙の内容につきましては、さきの全員協議会でご説明いたしましたので省略をさせていただきます。

以上でございますが、よろしくお願いいたします。

○議長 佐藤博 提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑はございませんか。
(「なし」の声あり)

○議長 佐藤博 質疑はないようですので、質疑を終結して討論に入ります。討論

ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 佐藤博 討論ないものと認め、討論を終結して採決いたします。
第34号議案を、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手全員)

○議長 佐藤博 挙手全員です。
よって、第34号議案は原案のとおり可決されました。

○議長 佐藤博 次に、日程第10、第35号議案 財産の取得についてを議題とし、提案理由の説明を教育課長に求めます。教育課長
(荻野文昭教育課長 登壇)

○教育課長 荻野文昭 命によりまして、第35号議案につきまして、ご説明申し上げます。

第35号議案 財産の取得について。

次のとおり、財産を取得したいので地方自治法第96条第1項第8号の規定及び下仁田町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求める。

記、1、名称、スクールバス。2、種類及び数量、マイクロバス1台。3、契約の方法、指名競争入札。4、契約金額1,230万2,130円。5、契約の相手方、群馬県前橋市高井町1丁目30番地20号、三菱ふそうトラック・バス株式会社北関東ふそう前橋支店長 小野里仁。

令和7年6月11日提出、下仁田町長 岩崎正春。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長 佐藤博 提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑はございませんか。
(「なし」の声あり)

○議長 佐藤博 質疑がないようですので、質疑を終結して討論に入ります。討論
ございませんか。
(「なし」の声あり)

○議長 佐藤博 討論ないものと認め、討論を終結して採決いたします。
第35号議案を、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手全員)

○議長 佐藤博 挙手全員です。
よって、第35号議案は原案のとおり可決されました。

○議長 佐藤博 次に、日程第11、第36号議案 令和7年度下仁田町一般会計補正予算（第1号）を議題とし、提案理由の説明を総務課長に求めます。総務課長

（下山光一総務課長 登壇）

○総務課長 下山光一 命によりまして、第36号議案につきまして、ご説明を申し上げます。

第36号議案 令和7年度下仁田町一般会計補正予算（第1号）。

令和7年度下仁田町の一般会計補正予算（第1号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,121万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ58億7,421万4,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

債務負担行為の補正。

第2条、債務負担行為の変更は、「第2表 債務負担行為補正」による。

令和7年6月11日提出、下仁田町長 岩崎正春。

2ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正ですが、款の区分と補正予算額を申し上げます。初めに、歳入です。

15款国庫支出金2,610万9,000円。

19款繰入金310万5,000円。

21款諸収入200万円。

歳入合計58億4,300万円に3,121万4,000円を追加し、58億7,421万4,000円としたいとするものです。

続いて、歳出です。

2款総務費3,121万4,000円。

歳出合計58億4,300万円に3,121万4,000円を追加し、58億7,421万4,000円としたいとするものです。

3ページをお願いいたします。

第2表、債務負担行為補正（変更）です。

下仁田橋福祉作業所の管理運営に関する協定書で限度額3,742万

5,000円に467万5,000円を増額し、限度額4,210万円にしたいとするものです。

4ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書ですが、1、総括につきましては、省略をさせていただきます。

また、6ページの2、歳入、7ページの3、歳出につきましては、さきの全員協議会でご説明いたしましたので省略をさせていただきます。

以上ですが、よろしくをお願いいたします。

○議長 佐藤博 提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 佐藤博 質疑がないようですので、質疑を終結して、第36号議案につきましては、予算決算特別委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 佐藤博 ご異議ないものと認め、予算決算特別委員会に付託することに決定いたしました。

○議長 佐藤博 次に、日程第12、陳情を議題といたします。

ただいま議題となっております陳情第1号 義務教育費国庫負担制度を拡充し、教職員定数の改善を求める意見書採択の陳情書は総務常任委員会に付託いたします。

○議長 佐藤博 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

散 会 令和7年6月12日 午前10時43分